

報告第4号

専決処分(損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定)の承認を
求めるについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のと
おり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成29年8月29日提出

桐生市長 亀山豊文

専 決 処 分 書

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

上記について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 29 年 7 月 11 日

桐生市長 亀 山 豊 文

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、法律上市の義務に属する損害賠償に関し、下記のとおり和解し、及び損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 和解の相手方



2 事件の概況

平成 29 年 5 月 31 日午前 9 時 30 分頃、相手方の民家の敷地内に出没した鹿を市が捕獲しようとした際、鹿が建物内に侵入し、建物及び家財に損害を与えた事故である。

本件は、有害鳥獣の捕獲作業における管理の瑕疵に起因し発生した事故であり、市が相手方の損害額を負担することにより示談しようとするもの。

3 和解の内容

市は、相手方に対し、損害賠償金として 118 万 3,680 円を支払う。

報 告 説 明

報告第4号 専決処分(損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定)の承認を 求めるについて

有害鳥獣の捕獲作業において発生した事故について、相手方との間で示談となり損害賠償の必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでしたので、平成29年7月11日に専決処分をもって措置したものです。